

筑波キングス・ガーデン 障害福祉サービス短期入所生活介護 重要事項説明書

＜ 令和6年4月1日 現在 ＞

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口
 電話 0297-24-5139（午前9時～午後6時まで）
 担当（生活相談員）宮本隆幸、宮本真次
 ＊ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 特別養護老人ホーム 筑波キングス・ガーデンの概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム 筑波キングス・ガーデン
所在地	茨城県常総市大生郷町 1818 番地 2
茨城県指定番号	短期入所生活介護（茨城県 0811100080 号）
通常実施地域	常総市、坂東市

(2) 同施設の職員体制

＊令和6年4月1日現在

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉士	1名(1)		従業者・業務の管理	1名(1)
医師	医師		3名	健康管理療養上の指導	3名
生活相談員	介護福祉士	1名		生活相談・支払代行	1名
栄養士	管理栄養士	1名		栄養マネジメント・栄養管理	1名
機能訓練指導員	作業療法士		1名	身体・生活機能の向上及び健康維持指導	1名
介護支援専門員	介護支援専門員	1名		介護計画の作成	1名
事務職員		2名	2名	事務	4名
看護師	正・准看護師	2名(1)	2名(2)	看護業務・保険衛生管理	4名(3)
介護職員	介護福祉士等	27名	11名	介護業務	38名

() 内は兼務者再掲

(3) 同施設の設備の概要

定員	本体 50名＋短期入所 17名	静養室	1室1床	
居室	4人部屋	12室 (1室 36.0㎡)	医務室	1室
	2人部屋	1室 (20.4㎡)	食堂	3室
	個室	17室 (17.5㎡)	機能訓練室	1室
浴室	一般浴槽、介助浴槽、及び特殊浴槽があります。		談話室	1室

3. 運営の方針・筑波キングス・ガーデン運営理念に基づき、下記の事項を基本方針としています。

1. 「仕える」 日々の祈りを大切に、喜んで利用者仕える。
2. 「利用者中心」 利用者中心のケアを行い、自立した生活ができるように支援する
3. 「尊厳」 利用者の自由と尊厳を守り、ありのままにその人を受け入れ、心に寄り添う。
4. 「連携」 利用者の安全と健康を支えるため、職種間の連携を密にする。
5. 「専門性」 誰もが安心して生活ができるように、専門性を持って地域社会に貢献する。

4. サービス内容

- 【1】短期入所生活介護計画の作成 【2】食事・口腔ケア 【3】入浴 【4】介護
 【5】生活機能訓練 【6】生活相談 【7】健康管理 【8】理美容サービス
 【9】レクリエーション・交流 【10】送迎

5. 利用料金

【1】施設利用料

福祉型短期入所サービス費（I）（1日につき）

- ① 区分1及び2 509単位
- ② 区分3 583単位
- ③ 区分4 648単位
- ④ 区分5 784単位
- ⑤ 区分6 923単位

以上の所定の費用は、本事業所が市町村より代理受領いたしますので、ご利用者からは受給者証の記載内容に基づく利用者負担額(利用者本人又は扶養義務者の負担能力に応じ市町村が決定する額)をお支払いいただきます。

【2】加算

- 栄養士配置加算（I） 22単位（1日につき）
- 食事提供体制加算 48単位（1日につき）
- 送迎加算 186単位（1回につき）

【3】食費

一食につき 朝食¥330 昼食¥610(おやつ代含む) 夕食¥440

【4】地域区分 7級地

【5】その他の料金

(1)送迎費用 1kmにつき ¥40

(2)その他の日常生活費他

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防(各種予防接種・予防投与等) ・レクレーション・クラブ(教材費)費用 ・買物代行費用(¥500/回) ・トロミ添加剤(¥100/日) ・衛生材料費(手袋、ガーゼ、絆創膏、吸引カテーテル等) ・個人使用家電の電気代(¥30/日) ・緊急時移送費用(介護タクシーなどの手段がない場合) ・アロマフットケア代金、(¥200/回) ・処方薬整理代金(やむを得ない場合) | <ul style="list-style-type: none"> ・出張美容サービス、(¥2,000程度/回) ・栄養補助食品(実費) ・口腔ケア用品 ・酸素使用料(1時間1リットルあたり150円)及び、止むを得ない緊急時付き添い費用 ・ケア記録複写物交換代金等(¥10/枚) |
|--|---|

※「その他の日常生活費」に記載されていない項目については、利用者本人及び家族への説明を行った上、了解を得たときに行います。

(3)滞在中、医療機関にかかる際の医療費・薬剤等は、個人負担となります。

【6】キャンセル料

入所前にご利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

連絡日	区分	金額
入所日の前日17時まで	—	無料
入所日の前日17時以降	やむを得ない事情の場合	
入所日の9時まで	その他の場合	1日の利用料金の全額 (自己負担額+食費)
入所日の9時以降	—	

【7】利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

【8】支払方法

毎月、10日までに前月分の請求を致します。事前手続きを行って頂ければ、20日に口座振り替えにて自動的にお支払い頂けます。前日までに残高のご確認をお願い致します。(尚、20日が祝

休日の場合は、翌営業日に行います。) 月末までに振り替えの確認ができない場合、また、口座振替開始前に支払いが必要な時には、現金徴収となります。領収書は翌月の請求書と合わせて発行します。尚、口座は郵便局となります。

6. サービスのご提供について

(1) サービスの利用申し込み

お電話等でお申し込みください。

契約を締結後、ご利用期間決定いたします。なお、ご利用の予約は2ヶ月前にあたる該当月の初日から予約をすることができます。

(2) サービスの提供に際して

サービスは、「短期入所生活介護計画書」にもとづいて行います。実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況・ご利用者、ご家族の意向について十分に配慮します。不明な点やご希望がある場合はご遠慮なくお申し出下さい。

(3) 受領証の確認 (契約書第3条参照)

「居宅利用者負担額」「支給量」などが記載されている受給者証を提示して下さい。また、記載内容に変更があった場合は速やかに事業所にお知らせ下さい。担当者が「受領証」の確認をさせていただきます。

(4) サービス利用契約の終了

【1】 ご利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

【2】 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了し予約は無効となります。

- ・ご利用者が福祉施設等に入所した場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合
- ・障害福祉サービス受給者証記載の短期入所支給が決定されない場合

【3】 その他

- ・ご利用者が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、またはご利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者、または他の利用者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。(上記【2】と同じ扱い。) 契約終了30日前までに文書で通知します。

7. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会時間は、午前9:00から午後6:00となっております。
- ・感染対策として講じられる予防策について、ご協力をお願い致します。
- ・外出(医療機関への定期受診など)、外泊時は、事前に連絡が必要です。
- ・施設敷地内及び園内は、禁煙となります。飲酒もお断りさせていただきます。
- ・設備、器具の利用は、事前にお断り下さい。
- ・金銭、貴重品及び所持品の持ちこみは最低限をお願い致します。尚、危険物と思われる物品については、一切の持込はできません。
- ・キリスト教主義運営ですので他宗教の積極的な布教活動はご遠慮下さい。
- ・ペット類の持ちこみは、差し控させていただきます。
- ・多床室内での携帯電話の使用は控えて下さい。
- ・内服薬などの医療品は、日ごとに整理した上でご利用下さい。利用期間中の服薬時間、方法等明示して下さい。
- ・ご利用者の財産管理、生命に関する判断等を事業者は行いません。

8. 事故発生時の対応

- ・サービスの提供により事故が発生した場合に、県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他、別紙に記載の緊急連絡先に速やかに連絡いたします。診察付添、医師からの説明受け、診療上求められる意思判断の回答、入院手続きはご家族で行って下さい。事業者は、病状や経緯について必要な内容を医療機関へ伝達します。

ご利用者が、体調不良の際はご帰宅頂く事があります（熱が高い、血圧が高い、いつもと様子が違う等）。利用日に体調の確認をいたします。尚、利用前に体調不良である場合は早めにご相談下さい。

10. 非常災害対策

- ・防災時の対応：災害が発生した時は、職員の指示に従って下さい
- ・防災設備： 消火器・消火栓・スプリンクラー・非常給水設備、非常食。
- ・防災訓練： 定期的に1度行っています
- ・防火責任者： 施設長 小川内秀樹

11. サービス内容に関する相談・苦情

【1】当施設ご利用者相談・苦情担当

苦情解決責任者 小川内秀樹（施設長）、宮本隆幸（生活相談員）、第三者委員
電話；0297-24-5139 FAX；0297-24-2491

【2】その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

茨城県社会福祉協議会 電話：029-241-1133

常総市社会福祉課 電話：0297-23-2111

坂東市社会福祉課 電話：0297-21-2190

12. 第三者による評価の実施状況

1 あり	実施日程	
	評価機関名称	
	結果の開示	1 あり 2 なし
② なし		

13. 当事業所の概要

法人名称 社会福祉法人 日本キングス・ガーデン 代表者役職・氏名 理事長 宇都宮 和子
法人所在地・電話番号 茨城県常総市大生郷町1818番地2 0297-24-5139

社会福祉法人日本キングス・ガーデン事業内容

- (1) 第一種社会福祉事業 軽費老人ホーム（ケアハウス）、特別養護老人ホーム、障害者支援施設（常総広域障害者施設「ふれあいの杜」）
- (2) 第二種社会福祉事業 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、老人介護支援センター事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（守谷市障がい者福祉センター）、一般相談支援事業、計画相談支援事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、障害者共同生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業、事業所内保育事業
- (3) 公益事業 居宅介護支援事業、生活支援配食サービス事業、生きがい支援デイサービス事業、生きがい支援ショートステイ事業、介護職員初任者研修事業、一般乗用旅客自動車運送事業、地域生活支援事業、特定施設入居者生活介護事業、介護予防特定施設入居者生活介護事業